

対象期間：2025年1月1日～2026年1月14日

令和7年度（2025年度） 税制改正の概要

公表・施行・適用開始となった主な改正点の要点整理

個人所得課税 / 法人課税 / 資産課税 / 消費課税 / 納税環境整備 / 関税

📖 主要出典：国税庁 / 財務省 / 中小企業庁

📅 作成日：2026年1月15日



用語注釈

- ・**税制改正**:各年度の法律改正により税目・手続等が変更されること
- ・**適用時期**:実際の課税計算に新ルールが適用される期間

- ・**施行日**:法律や政令が効力を発する日
- ・**出典**:情報の一次情報源（官公庁の公式発表や法令等）

1

個人所得課税

基礎控除、給与所得控除、特定親族特別控除、扶養要件、通勤手当、DC・iDeCo・NISA・子育て税制等

3

資産課税

固定資産税特例、事業承継税制、結婚・子育て資金贈与等

5

納税環境整備

電子帳簿保存制度見直し、eLTAX送付等

2

法人課税

防衛特別法人税、中小特例税率、経営強化税制、賃上げ促進税制、地域経済・企業版ふるさと納税、国際課税等

4

消費課税

免税制度見直し、たばこ税、二輪車区分等

6

関税 / まとめ

暫定税率の延長、主要参考URL一覧等



用語注釈

- ・**個人所得課税**:個人の所得に対する税の体系（所得税・住民税等）
- ・**資産課税**:資産保有・移転に関連する税（相続・贈与・固定資産税等）

- ・**法人課税**:法人の所得等に対する税の体系（法人税等）
- ・**消費課税**:消費に対して課される税（消費税・酒税・たばこ税等）

改正のポイント

① 基礎控除額の底上げ

合計所得金額2,350万円以下の全ての納税者について、基礎控除額を一律**10万円**引き上げ（48万円→58万円）。

② 低～中所得層への上乗せ（時限措置）

物価高対策等の観点から、所得階層に応じてさらに控除額を加算。特に年収の壁（103万円の壁）対応として、合計所得132万円以下は**95万円**まで大幅拡充。

⚠️ 注：令和9年分以後は、原則として一律58万円（所得655万円以下の場合）となる予定。

合計所得金額別の控除額比較

（単位：万円）

| 合計所得金額 | 改正前 (現行) | 改正後 (令和7・8年分) | 参考 (令和9年分以後) |
|-----------------------------------|-------------|------------------|-----------------|
| 132万円以下 (給与年収 約219万円以下) | 48 | 95 (+47) | 58 |
| 132万円超 336万円以下 | 48 | 88 (+40) | 58 |
| 336万円超 489万円以下 | 48 | 68 (+20) | 58 |
| 489万円超 655万円以下 | 48 | 63 (+15) | 58 |
| 655万円超 2,350万円以下 | 48 | 58 (+10) | 58 |
| 2,350万円超 2,400万円以下 | 32 | 32 | 32 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 16 | 16 | 16 |
| 2,450万円超 | 0 | 0 | 0 |

📄 出典：

- 国税庁 特設サイト（基礎控除の見直し等）
- 財務省 令和7年度税制改正の大綱

※カッコ内の数値は改正前からの増加額。



用語注釈

- **基礎控除:** 所得税計算において、すべての納税者が総所得金額等から一律に差し引くことができる控除。
- **時限措置:** 恒久的なルールではなく、一定の期間に限って適用される特例的な措置のこと。

- **合計所得金額:** 給与所得、事業所得、雑所得などの各種所得金額の合計額（損益通算後、損失繰越控除前）。

1 給与所得控除の見直し

↑ 最低保障額の引き上げ

改正前（現行）

55万円



改正後

65万円 (+10万円)

※ 給与収入が低い層（特にパート・アルバイト等）の手取り増加に寄与します。

📌 実務上の留意点

- 令和7年分の年末調整から適用されます。
- 特定親族特別控除を受けるには、給与支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出が必要です。
- 源泉徴収事務への適用は令和8年1月以後の給与等からとなります。

2 特定親族特別控除の創設

新設

大学生年代の子等が一定のアルバイト収入を得ている場合でも、親（扶養者）の税負担が急増しないよう、新たな控除を創設。

対象者 居住者と生計を一にする**19歳以上23歳未満**の親族

※配偶者、青色事業専従者等を除く

所得要件 対象親族の合計所得金額：**58万円超 123万円以下**

※通常の扶養控除（所得48万円以下）の対象から外れる層をカバー

控除額 特定親族1人につき **最高 63万円**

※所得金額の増加に応じて控除額が逡減する仕組み

▼ 関連情報ソース

[🔗 国税庁 特設サイト（基礎控除等）](#)

[📄 国税庁 Q&A（PDF）](#)

[🏛️ 財務省 税制改正大綱概要](#)

改正のポイント

① 扶養親族等の所得要件緩和

基礎控除の引上げ（10万円）に伴い、扶養親族や同一生計配偶者等の合計所得金額要件も同様に**10万円**引き上げられました。

📌 令和7年分以後適用

② 通勤手当の非課税限度額引上げ

マイカー・自転車通勤者の非課税限度額が大幅に引き上げられます。

⚠️ 適用開始: 令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当から

📄 出典:

- 国税庁 通勤手当の非課税限度額の引上げ
- 国税庁 基礎控除の見直し等（扶養要件）

👤 扶養親族等の合計所得金額要件の見直し

| 区分 | 改正前 | 改正後 | 差額 |
|---------------|--------|---------------|------|
| 扶養親族・同一生計配偶者 | 48万円以下 | 58万円以下 | +10万 |
| ひとり親の生計を一にする子 | 48万円以下 | 58万円以下 | +10万 |
| 勤労学生 | 75万円以下 | 85万円以下 | +10万 |

🚗 通勤手当（マイカー等）の非課税限度額（月額）

※抜粋

| 片道の通勤距離 | 改正前 | 改正後 | 引上げ額 |
|---------------|---------|----------------|---------|
| 2km以上 10km未満 | 4,200円 | 4,200円 | - |
| 10km以上 15km未満 | 7,100円 | 7,300円 | +200円 |
| 15km以上 25km未満 | 12,900円 | 13,500円 | +600円 |
| 25km以上 35km未満 | 18,700円 | 19,800円 | +1,100円 |
| 35km以上 45km未満 | 24,400円 | 26,000円 | +1,600円 |
| 45km以上 55km未満 | 28,000円 | 32,300円 | +4,300円 |
| 55km以上 | 31,600円 | 38,700円 | +7,100円 |



📖 用語注釈

• **扶養親族:** 所得者と生計を一にする親族で、合計所得金額が一定以下の者。

• **同一生計配偶者:** 所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が一定以下の者。

• **非課税限度額:** 所得税が課税されない上限額。これを超える部分は給与所得として課税対象となる。

1 確定拠出年金（DC・iDeCo）の拡充

■ 第2号被保険者（会社員等）のiDeCo

現行
月額 5.5万円



改正後
月額 6.2万円

企業年金と共通枠に一本化

■ 第1号被保険者（自営業等）

現行
月額 6.8万円



改正後
月額 7.5万円

iDeCo+国民年金基金

2 NISAの利便性向上

✓ つみたて投資枠でのETF購入改善

最低取引単位：1,000円以下 → **1万円以下**へ引上げ
指定金額内での最大口数買付（金額指定買付）が可能に

✓ 金融機関変更の迅速化

変更手続き完了と同時に、即日での買付けが可能に（空白期間短縮）

3 子育て支援税制（時限措置等）

🏠 住宅ローン控除の上乗せ

1年限定

子育て世帯等の借入限度額を上乗せ（令和7年入居分）

認定住宅
5,000万円

ZEH水準
4,500万円

省エネ基準
4,000万円

🔨 住宅リフォーム税制

拡充

「子育て対応改修工事」を対象に追加（1年間の時限措置）

❤️ 生命保険料控除の拡充

令和8年分

23歳未満の扶養親族がいる場合、一般生命保険料控除額を引上げ

最高4万円、最高6万円（新契約分）

▼ 関連情報ソース

🏛️ 財務省 税制改正大綱概要（令和7年度）

📄 中小企業庁 税制関連情報



用語注釈

- 個人型確定拠出年金（Individual-type Defined Contribution pension **iDeCo:plan**）。私的年金制度の一種。
- 少額投資非課税制度（Nippon Individual Savings Account）。投資利益が **NISA**: 非課税になる制度。

- ZEH水** Net Zero Energy House水準。断熱性能等が高く、エネルギー収支ゼロを指す住宅。
- 上場投資信託（Exchange Traded Fund）。証券取引所に上場している投資 **ETF**: 信託。

制度の概要

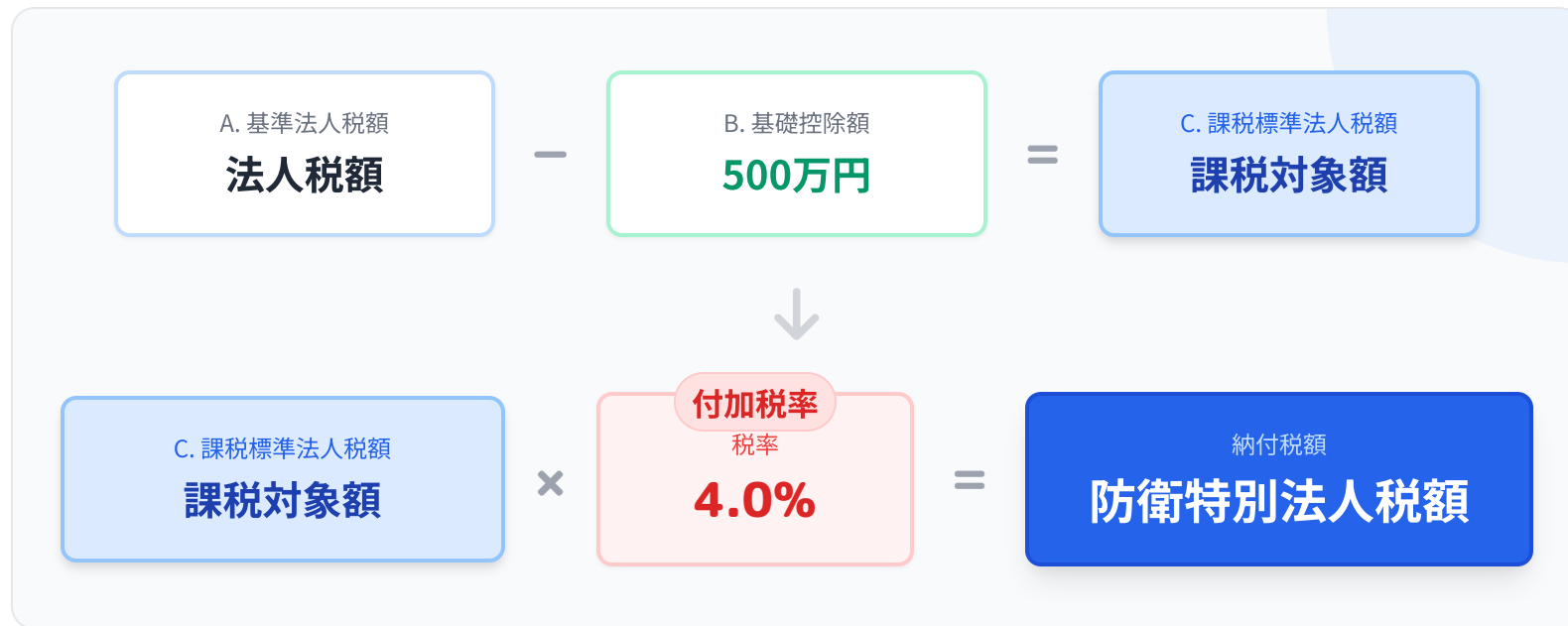
防衛力強化の財源確保

法人税額に対し、新たな付加税として**税率**
4.0% ~ 4.5% (当初予定) を課税する制度
が創設されました。

ポイント

- 中小企業への配慮として、**年500万円の基礎控除**を設定。
- 多くの赤字法人や小規模法人は課税対象外となる見込み。

税額の計算方法



適用スケジュールと実務対応

令和7年(2025年)
改正法成立・公布

令和8年(2026年)4月1日
適用開始
以後開始する事業年度から

令和9年(2027年)以降
申告・納付の実務定着

1 軽減税率の特例の見直し

⚠️ 高収益企業への特例適用が見直されます

対象となる事業年度

適用年度の所得金額が **年10億円を超える** 事業年度

改正前（現行）

15%

（年800万円以下の所得部分）



改正後

17% (+2%)

（年800万円以下の所得部分）

※所得金額が年10億円以下の場合は、引き続き15%が適用されます。

📌 制度の背景と影響

- 中小企業者等の法人税率は、原則19%ですが、特例により年800万円以下の所得部分については15%に軽減されています。
- 今回の改正は、十分な担税力を持つ高収益企業（所得10億円超）については、軽減幅を縮小し、応分の負担を求めるものです。
- 大多数の中小企業（所得10億円以下）にとっては、**現行の15%税率が維持**され、制度自体も延長されるため、実質的な増税影響はありません。

2 特例措置の適用期限の延長

中小企業者等の法人税率の特例（軽減税率）自体の適用期限が延長されます。

延長期間 2年間

新たな適用期限

令和9年3月31日

までに開始する事業年度まで

▼ 関連情報ソース

🏛️ 財務省 令和7年度税制改正の大綱

📄 国税庁 法人税改正の概要

1 改正の概要（拡充・延長）

+ 拡充枠（E類型）の新設

要件 年平均投資利益率 (IRR) 7% 以上

経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣の確認を受けた投資計画に基づく設備投資が対象。

🔗 対象設備

機械装置

工具・器具備品

建物附属設備

ソフトウェア

2 税制措置の内容（選択適用）



即時償却

（特別償却）

取得価額の全額を経費計上可能

OR



税額控除

（最大10%）

資本金3,000万円以下: 10%

その他: 7%

📌 実務上の留意点

- 適用期限が**2027年3月31日**まで2年間延長されました。
- E類型（拡充枠）の適用を受けるには、事前に経済産業大臣の確認を受けた投資計画が必要です。
- 税額控除には上限（法人税額の20%等）があるため、事前のシミュレーションが重要です。

▼ 関連情報ソース

[🔗 中小企業庁 経営強化税制トップ](#)

[📄 中小企業庁 留意事項（E類型）](#)

[📄 様式掲載（運用開始）](#)

1 制度改正のポイント

判定基準の変更

雇用者全体の給与等増加額

※以前の「継続雇用者」基準から変更され、非正規雇用等も含めた全体の賃上げを評価。

税額控除の上限

法人税額の20%

※控除しきれない分について、中小企業には繰越措置（5年）あり。

i 実務上の留意点

- 全雇用者の給与台帳が必要になります（以前のように継続雇用者のみの抽出は不要ですが、全体の集計が必要です）。
- 赤字企業など税額控除の恩恵を受けられない中小企業向けに、繰越控除措置（5年間）が新設されています。
- 上乗せ要件（教育訓練費の増加、くるみん認定等）の活用有無を期初に検討することが重要です。

2 企業規模別の最大控除率

中小企業

最大税額控除率

45%

| | |
|------------|------|
| 通常分（1.5%増） | 15% |
| 上乗せ（2.5%増） | +15% |
| 教育訓練等 | +10% |
| 子育て支援等 | +5% |

大企業・中堅企業

最大税額控除率

35%

| | |
|------------|------|
| 通常分（3%増など） | 10%~ |
| 上乗せ要件 | あり |
| 教育訓練等 | +5% |
| 子育て支援等 | +5% |

▼ 関連情報ソース

- [中小企業庁 賃上げ促進税制特設](#)
- [国税庁 タックスアンサー No.5927-2](#)
- [中小企業税制パンフレット](#)



用語注釈

- **税額控除上限**: 算出された法人税額から直接差し引くことができる金額の上限（原則20%）。
- **雇用者全体**: 正規雇用・非正規雇用を問わず、国内雇用者に対する給与等の支給額の総額。

- **中堅企業**: 資本金1億円超～10億円以下、または従業員数2,000人以下の企業（新たな区分として定義）。

地域経済牽引事業促進税制の拡充

地域未来投資促進法の承認を受けた事業（地域経済牽引事業）への投資に対する優遇措置を強化。

特別償却率

最大 50% へ引上げ

税額控除率

最大 5% へ引上げ



企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

地方公共団体の地方創生事業に対する寄附を行った場合の税額控除制度。

適用期限を 3年延長



国際課税の見直し

✓ 外国子会社合算税制（CFC税制）の見直し:

租税回避リスクの低い子会社の事務負担軽減等の観点から見直しを実施。

✓ グローバル・ミニマム課税への対応:

多国籍企業グループに対し最低税率（15%）の課税を確保する国際ルール（軽課税所得ルール・国内ミニマム課税）を法制化。

📍 ポイント

地域経済牽引事業

高い経済的波及効果が見込まれる事業として都道府県知事の承認を受けた計画に基づく設備投資が対象です。要件が厳格化・重点化されている点に留意が必要です。

グローバル・ミニマム課税

売上高7.5億ユーロ相当以上の大規模多国籍企業グループが主な対象です。対象企業では、各国の実効税率計算など複雑な事務対応が求められます。

▼ 関連情報ソース

[🏛️ 財務省 税制改正大綱概要](#)

[📄 国税庁 法人税改正概要](#)



📖 用語注釈

・**特別償却率**:通常の減価償却費に加え、取得価額の一定割合を経費計上できる優遇措置の割合。

・**CFC税**（Controlled Foreign Company）タックスヘイブン対策税制。外国子会社の所得を親会社の所得に合算して課税する制度。

・**グローバル・ミニマム** 法人税率の引下げ競争を防ぐため、国際的に最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み。

固定資産税の課税標準特例の延長・見直し



中小企業等の設備投資（先端設備等）に係る特例

- 適用期限を**2年延長**（令和9年3月31日まで）
- 対象を「賃上げ方針を位置付けた計画」に基づく一定の機械・装置等に限定するなど要件を見直し。

事業承継税制の役員就任要件の見直し



後継者の役員就任期間要件の緩和

- 法人版・個人版ともに改正。
- 「贈与の直前において役員等であること」を要件とし、就任期間の制限を実質的に撤廃（適正化）。

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置



1,000万円までの非課税特例

- 適用期限を**2年延長**（令和9年3月31日まで）。
- 少子化対策の一環として継続。

🕒 改正のポイント

投資・賃上げの促進

固定資産税特例は、単なる設備更新ではなく**賃上げ**を伴う投資へ重点化。

円滑な事業承継

役員就任要件の見直しにより、突発的な承継等にも柔軟に対応可能に。

▼ 関連情報ソース

[🏛️ 財務省 税制改正大綱概要（資産課税）](#)

[🏢 中小企業庁 税制関連情報](#)

📖 用語注釈

- **課税標準**：税額計算の基礎となる金額（固定資産税の場合は固定資産税評価額に特例率を乗じたもの等）。
- **特例延長**：本来は期限切れとなる時限措置（租税特別措置）の適用期限を延ばすこと。

- **事業承継税制**：後継者が非上場株式等を先代経営者から贈与・相続により取得した際、納税を猶予・免除する制度。

1 外国人旅行者向け免税制度の抜本的見直し

重要

➡ リファンド方式（事後返金）への転換

現行（即時免税）
購入時に消費税を免除



改正後
出国時確認後に返金

- 出国時に税関において現物の持ち出しが確認された場合に免税販売が成立。
- 一般物品と消耗品の区分を廃止し、消耗品の特殊包装も不要に。

2 たばこ税の見直し

加熱式たばこ

紙巻たばこの負担均衡を図るため、重量換算方式を見直し。

※令和8年4月・10月の2段階実施

国たばこ税率

1本あたり3円引き上げ（防衛財源）。

※令和9年～11年の各4月に1円ずつ

二輪車の車両区分見直し（軽自動車税）



新基準原付（総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下）について、軽自動車税種別割の税率を**2,000円**（現行の原付一種と同額）とする。

i ポイントと影響

免税販売店の実務

- ✓ 店頭でのパスポート確認等は継続しつつ、消費税相当額を含む価格で販売し、後日返金等の手続きが必要になります。
- ✓ 消耗品の特殊包装が不要になることで、販売時のオペレーション負担は軽減されます。

施行スケジュール

- 📅 免税制度の見直しは、システム改修等の準備期間を経て実施（詳細な施行時期は要確認）。

▼ 関連情報ソース

🏠 [財務省 税制改正大綱概要](#)



📖 用語注釈

・**免税制度:** 外国人旅行者等が日本国内で消費せず国外に持ち出す物品について、消費税を免除する制度。

・**リファンド方式:** 一旦税込価格で販売し、出国時に輸出確認ができた後に税額を返金する仕組み。不正転売防止が目的。

・**種別割:** 軽自動車税の種別割。毎年4月1日時点の所有者に対して課税される地方税。

電子帳簿等保存制度の見直し

🛡️ 重加算税の加重措置（10%）の適用除外

隠蔽・仮装行為があった場合でも、以下の要件を満たせば**10%加算の対象外**とする。

- 国税庁長官が定める基準に適合する**優良なシステム**を使用
- 一定の要件を満たして電子取引データの保存が行われていること

💰 青色申告特別控除（65万円）の要件拡大

上記システムを使用して電子取引データを保存している場合も、65万円控除の要件（電子帳簿保存等）を満たすものとして扱う。

💡 ポイント

- **優良システムの活用**により、万が一のミスや不正認定時のペナルティリスクを軽減できます（重加算税の加重回避）。
- 地方税の通知書電子化により、企業の固定資産管理等の事務負担軽減が期待されます。

2 eLTAX経由での納税通知書等の電子送付

地方税のデジタル化推進の一環として、以下の税目について納税通知書等の副本をeLTAX経由で電子的に受け取り可能にする。

🏠 固定資産税

🏘️ 都市計画税

🚗 自動車税種別割

🚲 軽自動車税種別割

▼ 関連情報ソース

🏛️ [財務省 税制改正大綱概要](#)

暫定税率等の適用期限の延長

🕒 適用期限を1年延長

対象品目数

411品目

(令和6年度末期限到来分)



改正内容

**令和7年度末まで
適用期限を延長**

※ WTO譲許税率より低い税率を維持することで、国内産業の競争力強化や国民生活の安定を図ります。

📌 実務上の留意点

- 輸入申告の際は、最新の実行関税率表（タリフ）を確認し、正しい税率コードを使用してください。
- 用途によって軽減税率や免税が適用される品目については、所定の手続きが必要になる場合があります。
- HSコード（品目分類コード）の改正有無についても併せて確認が必要です。

個別品目の関税率の見直し

改正

サプライチェーンの強靱化や脱炭素社会の実現に向け、特定の品目について関税率の見直しを実施。

対象品目例 リチウム=ビス（オキサラト）ボラート等
※ 蓄電池の電解液添加剤などとして使用される化学物質

措置内容 暫定税率を設定し、**無税化**等の措置を講ずる

▼ 関連情報ソース

[🏛️ 財務省 税制改正大綱概要（関税）](#)

[🇯🇵 税関 Japan Customs](#)

📖 用語注釈

- **暫定税率:** 基本税率とは別に、特定の政策目的（産業保護、物価安定等）のために一定期間適用される税率。
- **適用期限:** 法律や特例措置が効力を持つ期限。暫定税率は通常、年度末（3月31日）が期限となることが多い。

- **関税率見直し:** 経済情勢の変化等に応じ、特定の輸入品目に対する関税率を引き上げたり引き下げたりすること。

★ 令和7年度改正の5大柱

- 1 物価上昇下の負担調整: 基礎控除・給与所得控除の引上げ
- 2 就業調整対策: 特定親族特別控除の創設（103万円の壁対応等）
- 3 子育て支援: 住宅ローン控除上乘せ、生命保険料控除拡充
- 4 成長力強化: 中小企業の投資促進・賃上げ税制の拡充
- 5 基盤強化: 国際最低課税・防衛財源（防衛特別法人税）確保

✓ 実務担当者の確認ポイント

いつから？

施行日・適用時期

原則：令和7年12月1日施行など
※項目により異なる

いつまで？

時限措置の有無

賃上げ促進税制、子育て支援等は
適用期限に注意



様式変更の確認

年末調整申告書、源泉徴収簿等の新様式を早期に入手

🔗 主要出典リンク（官公庁）

※詳細は必ず最新の一次情報をご確認ください

国税庁 (NATIONAL TAX AGENCY)

法人税関係法令の改正の概要（令和7年度）

防衛特別法人税、賃上げ促進税制、経営強化税制などの詳細

基礎控除の見直し等 特設

源泉徴収事務・年末調整情報

通勤手当 非課税限度額 特設

新限度額表・Q&A

財務省 (MOF)

税制改正の大綱の概要

改正の全体像、背景、趣旨

中小企業庁 (METI)

税制（中小企業関連）

賃上げ税制ガイドブック等

📌 実務運用の詳細は、順次公表される「告示」「通達」「Q&A」も併せてご参照ください。



📖 用語注釈

・様式: 申告書や届出書などの、法令等で定められた書類のフォーマット。

・通達: 上級行政機関が下級行政機関に対し、法令の解釈や運用方針等を示す命令・示達。

・Q&A: 具体的な事例に基づき、法令の適用関係を分かりやすく解説した質疑応答集。